

## 令和8年度府政広報（デザイン等）発信力強化業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度府政広報（デザイン等）発信力強化業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 3 趣旨

府政の情報発信力を強化し、府政施策のブランド力を高めるため、府において制作する印刷物等の広報ツールのディレクション及びデザイン制作等について、知見を有する事業者に業務を委託する。

### 4 デザイン制作の業務概要と流れ

#### (1) 業務概要

府において制作する印刷物等の広報ツールのデザイン制作、納品を行うもの。なお、広報効果を高めるという観点から、ヒアリング、進行管理、デザイナーへの指示等を行うディレクション業務を併せて行うこと。

#### (2) 業務の流れ

##### ①事前準備

- ・府から受託者に対し、相談日の2日前までに、所定のヒアリングシート、及び希望するデザイン等の方向性を示す関連資料等を電子データにて提出する。
- ・受託者は、提出されたヒアリングシート及び関連資料等を事前に確認し、希望するデザインに関連する既存のデザイン等を調査する。

##### ②相談／ヒアリング

受託者ディレクターは週1回2時間程度京都府庁に赴き、府に対してヒアリングを行う（既に作成されたデザインを改善するアドバイスを行う等、相談業務のみの場合にも対応する）。なお、府の希望する納品スケジュールを聞き取り、大まかな進行スケジュールを決定する。

##### ③デザイン制作

ヒアリング終了後、ディレクターからデザイナーにデザイン制作に関する指示を行い、デザイナーは指示されたデザインを作成する。原則として校正は3回まで、大きな修正は2稿までの段階で受託者に伝えるものとする。

##### ④納品

校了後、受託者はAIデータ及び府が希望するデータ様式にて納品する。

### 5 主な業務内容

#### (1) デザイン制作業務

専門的知見を有するディレクターを1名以上設置し、進行管理、デザイナーへの指示等を行なう。また府において制作する印刷物等の広報ツール（チラシ・ポス

ター・ロゴマーク・WEB バナー・イラスト・車のラッピング等)のデザイン 72 件相当(月 6 件相当)については、イラストレーターでの制作を基本とし、データ様式は、AI データ及び PDF / JPG / PNG など、府の希望に応じて納品する。

- ・制作期間は原則 3 週間以内とする。
- ・原則、1 件あたり、描き起こしイラスト等のない A4 両面を上限とする。
- ・イラストの描き起こしが必要な制作物やリーフレット等は、工程数等に応じて何件相当とするか府と協議して定める場合がある。

(2) 相談業務

広報効果を高めるクリエイティブの制作のため、週 1 回 2 時間程度京都府庁に赴き、デザイン及びアドバイスにおいて、相談、ヒアリング等を行う。相談相手がオンラインを希望する場合は、オンラインルームの設定等の事前準備を行うものとする。

(3) Canva を用いた制作相談

前号の相談業務の一環として、府において制作する印刷物等の広報ツールについて、Canva を用いた制作に関する相談対応および制作サポートを行うものとする。

(4) Canva 研修

京都府職員のチラシ等作成能力の向上を図るため、年 3 回程度、Canva の使用方法に関する研修を実施するものとする。研修の内訳は、広報課職員向け 1 回、庁内職員向け 2 回程度とし、1 回当たりの受講者数は 10 名程度を想定する。

## 6 定例会

受託者は、業務の遂行に当たり、月 1 回程度府と打ち合わせを行う。なお、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

## 7 業務執行体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の人員を配置すること（兼務可）

- ・京都府広報課との総括担当者 1 名
- ・クリエイティブの制作のための調整を行うディレクター（都道府県等の行政機関とのデザイン・ディレクション実績が連続して 1 年以上あること） 1 名以上
- ・年間を通して府の業務に従事することができるデザイナー 3 名以上  
※デザイナーに変更があった場合は、速やかに府に連絡すること。
- ・Canva を用いた制作に関する助言及びサポートを行うディレクター 1 名以上

## 8 成果物及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 その他

受託者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。